

## 平成 26 年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 12 月 5 日 (金) 13:00~14:50
- 2 場 所 テクノアカデミー浜 (南相馬市)
- 3 出席者 伊澤町長、半澤副町長、武内総括参事、駒田復興推進課長、松本住民生活課長、猪狩産業建設課長、平岩秘書広報課長、
- 4 町民出席者 17 人

### 5 概要

#### (1) 伊澤町長あいさつ

- ・町長就任 (平成 25 年 3 月) 後の主な動きを以下のとおり報告する。
- ・平成 25 年 3 月 16 日及び 4 月 6 日に国と両竹・浜野地区の皆さんとの懇談会を開催した。双葉郡 8 町村で唯一決定されていなかった区域再編を行った。避難指示解除準備区域 4%と帰還困難区域 96%との賠償額に差が出ないように要望してきた結果、昨年 12 月原子力損害賠償紛争審査会中間指針第 4 次追補において、双葉町においては精神的賠償、住宅確保損害賠償は同一対応となった。
- ・平成 25 年 6 月にいわき事務所を開設した。
- ・昨年 12 月 27 日に埼玉県加須市にある旧騎西高校避難所から入所者全員退所 (閉鎖に向けた経過を説明)。
- ・今年の年頭には、復興元年の年にしたいとの思いで一生懸命やっているが、今年 4 月 7 日には、3 年間休校していた双葉町立の幼稚園、小学校、中学校を、東邦銀行植田支店錦出張所をお借りして生徒 11 名で再開。8 月 24 日いわき市錦町の旧錦星幼稚園跡地に仮設校舎が落成。現在の生徒数は 16 名。双葉町の将来を担う人材の育成に努めている。全国に避難している子どもたちに対しても、再会の集いなどの行事を行い支援をしている。
- ・双葉町復興まちづくり長期ビジョンについては、これまで双葉町復興推進委員会で議論をいただき、10 月 29 日に中間報告が提出された。町民の皆さんのご意見をいただきながら、最終的な取りまとめを行っていききたい。
- ・双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画 (両竹・浜野地区復興計画) については、10 月 29 日に津波被災地域小委員会から中間報告が行われ、11 月 21 日、22 日に両竹、浜野地区の住民の皆さんに説明をさせていただいた。
- ・復興公営住宅は、郡山市富久山地内に町民が入居する八山田団地が完成し、11 月 7 日に鍵の引渡し式が行われた。今後、いわき市、白河市、南相馬市にも建設予定。早期整備に向けて県に強く要望している。
- ・喫緊の課題である中間貯蔵施設については、国、県との協議を進めてきているが、町として建設受入の判断は現在もしていない。まずは、国による地権者説明会では、両町で地権者 2,300 人のうち、延べ人数で 901 人が地権者説明会に出席されたが、地権者の理解が十分に進んでいるとは考えられないことから、10 月 23 日大熊、双葉両町長が環境副大臣と政務官に地権者への丁寧な説明と、理解を得られるような取組をすること、説明会に出席されなかった方への早急な説明の 2 項目を強く申し入れた。引き続き、国に強く申し入れていく。
- ・今回の町政懇談会では、町政全般について町民の皆さんから忌憚のないご意見をい

ただき、町政運営に反映させていきたい。

## (2) 懇談会

①「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」(双葉町復興推進委員会中間報告)について ※配付資料(概要版)により伊澤町長から説明

### ②懇談

(男性)

- ・復興拠点を造ることは大変良いこと。ただ、双葉町だけが復興拠点を造って孤立するのは良くない。大熊町や浪江町の構想と横のつながりを持つことが必要である。拠点づくりの進捗に町村毎の差があると思うが、他町との連携の状況はどうか。

(伊澤町長)

- ・双葉町が福島県に戻ってきたのは昨年6月で、双葉郡で一番遅かった。大熊町や浪江町に比べると出遅れ感がある。
- ・双葉町を復興するためには拠点を造ることが必要である。避難解除準備区域である両竹、浜野地区は、平成27年度に全面除染が完了する。その後、県が平成30年度までに防潮堤(6.2mの高さを1.0m嵩上げ)、さらに、防潮堤から西へ200mに海岸防災林を整備して、津波を減災する計画になっている。現状では、両竹、浜野地区で、人が安全に住める地区は限られてくる。産業拠点と復興祈念公園を整備することにより雇用を創出し、納得して人が住める環境を整備したい。
- ・大熊町、浪江町でも復興を進めているが、除染の進捗と道路交通網の整備がセットになる。

(女性)

- ・「長期」とはどのくらいの期間で帰ることができるのか。
- ・復興公営住宅を待っているが、いつ頃できるのか。また、必ず入居できるのか。また、双葉町には戻れるのか。

(伊澤町長)

- ・我々は国の命令によって全町避難しているもの。国に帰還時期の明示を要望しているが、今の時点で明確に明示されていない。
- ・町の復興拠点となる両竹、浜野地区の整備は、来年度の本格除染、インフラ復旧のほか、平成30年度まで防潮堤、平成32年度まで海岸防災林、その後長期ビジョンでは、震災祈念公園、新産業創出ゾーン、再生可能エネルギーゾーンの整備となるが、概ね5年~10年で達成したいと考える。町が行った放射線量データ等を見ると自然減衰が見られる。さらに本格除染を行って、両竹、浜野地区から西に向かって整備を進めたい。双葉駅の西側に拠点となる「ミニ双葉町」(居住スペース、行政、医療福祉、商業施設など)を整備したい。
- ・復興公営住宅については、間違えなく入居できる。まず、郡山市ではようやく原子力災害避難者向けの住宅入居が始まった。南相馬市においても整備を進めている。

(駒田復興推進課長)

- ・(「復興まちづくり長期ビジョン」中間報告17ページ・復興公営住宅整備計画を参照)南相馬市原町区上町地区に整備する復興公営住宅は、双葉町民向けの住宅とし

て 40 戸を確保している。県は当初、平成 27 年度中の完成を予定していたが、工期が遅れる見込み。町としては、平成 28 年 3 月を超えてもできるだけ早く入居できるように県にお願いしている。福島県でスケジュールを精査している。公営住宅が出来上がった順に募集をかけていく。決まったら、町の広報でお知らせするので、完成時期や入居時期を確認いただきたい。

- ・必ず入居できるのかについては、平成 25 年度に実施した住民意向調査で要望のあった世帯分を確保。平成 26 年度調査では入居希望者が減っているため、40 戸の入居枠を確保している。また、南相馬市鹿島区に、浪江町など他の町村の方と共同で入居できる住宅 50 戸（戸建て）の計画がある。

(女性)

- ・何年間復興公営住宅に入居できるのか。

(駒田復興推進課長)

- ・原発避難者向けなので避難の期間が原則であるが、柔軟に対応するよう県に要望していく。

(男性)

- ・先ほどの町長のあいさつを聞いて、町長はじめ関係者が非常に努力されていることが分かる。
- ・環境省が中間貯蔵施設に関する地権者説明会を実施したが、賛成した者はいない。私自身も大反対である。環境省が一人一人戸別訪問をして同意を求めているという話も聞くが、協議はどの程度進んでいるのか。

(伊澤町長)

- ・地権者は、両町で約 2,300 人に対して説明会への参加者は延べ 901 人。地権者への丁寧な説明、説明会に参加されなかった皆さんへの説明を要請している。個別説明については、町は誘導していない。地権者の判断で説明を受けることを承諾している方に対して説明しているようである。

(半澤副町長)

- ・双葉町の地権者は 745 人。このうち、約 500 人に国から文書を送付したとのこと。双葉町、大熊町併せて 1,270 通が送付され、現時点で 600 人程度の回答があった。返信をいただいた方から連絡を取っているとのこと。
- ・評価額が分からないと話ができないという方には、今後提示するとのこと。物件調査に入ったという情報は入っていない。

(男性)

- ・実際、私の所にも環境省から「そのうち伺いたい」との電話があった。
- ・何%進んでいるかは分からないということで、了解。
- ・中間貯蔵施設ができると、除染廃棄物が双葉町に一気に入って来る。30 年以内に県外に持ち出すというのは本当なのか。持ち出せる可能性はあるのか。

(伊澤町長)

- ・30 年以内の県外への搬出については法制化し明記された。ただ、県外搬出先は決まっていない。
- ・法制化についても 30 年以内の県外搬出が変えられてしまうのではないかと懸念もある。これを担保するために、佐藤前知事が 5 つの条件を国に申し入れている。
- ・特に、国、福島県、双葉、大熊両町の 3 者による安全協定を結び、最終処分場と

しないこと、第三者機関にチェックさせること、搬入停止の権限を自治体に持たせる等を取り決めることも検討している。

(半澤副町長)

- ・衆参両院の環境委員会において、改正日本環境安全事業株式会社法の付帯決議として、環境省を中心に最終処分地点の検討と行程表の作成及びその国会報告などが決議されているので、その部分の履行を町としても求めていきたい。

(男性)

- ・法律であっても人間が作るもので改正だってできる。30年先ととっても、今の世代ができなければその先の世代ができる訳がない。県外処分先が決まらなければ、結局ここが最終処分になってしまう。候補地内には地元の神社、公民館、共同墓地、古墳等があるが、仮に施設ができた場合に、これらの取扱いをどのように考えているのか。

(伊澤町長)

- ・今の指摘については、議会の一般質問でも取り上げられている。環境省には、この点について不安の意見が出ていることを伝えている。移築、保存等の方法についても検討する。

(半澤副町長)

- ・環境省の説明会でもあったが、お墓については、地域の儀式・慣行に沿った対応を考える。例えば、墓地を町外への移転や、浜野地区のように津波でお墓が流された地区のお墓の対応も含めて、共同墓地の整備等の考え方も必要である。
- ・中間貯蔵施設として利用されるまでの間のお墓参りについても、住民の意向をしっかり踏まえ、地域の慣習にも配慮した対応を心掛けていくとの説明が、環境省から地権者説明会の中でもあった。

(男性)

- ・中間貯蔵施設ができたとして神社を壊すわけにはいかない。宮大工に頼んで解体して、安全な場所に移してもらう。共同墓地についても同じく安全な場所に移してもらわなければいけない。古墳もそうである。
- ・新聞報道を見ていると、地権者の同意が100%もらったかのように、廃棄物輸送について報道がされている。地権者の意向を無視した報道である。
- ・交付金は、地権者のみに配付するのか、あるいは町民全員に配付するのか、全く分からないので説明いただきたい。

(伊澤町長)

- ・福島県が交付する150億円については、現在の用地の評価額が、震災前より2~3割安くなったとの報道があった。しかし、これは地権者が悪いのではない。震災前の用地の評価額が最低ベースであると言い続けてきたが、国は公共用地の買上げ基準があるので認めなかった。これができないなら説明会は難しいと言ってきた。そこで、佐藤前知事の苦渋の受入判断があったが、その中で地権者には無理な願いをすることになるので、県の判断として地権者が不利にならないように、用地の差額分として対応するもの。
- ・このほか中間貯蔵施設に係る交付金として、双葉、大熊両町合わせて850億円、これが自由度の高い交付金である。自由度が高いとは言え、個々人に配分することはできない。受入判断をしていないので、両町の配分額は決まっていない。使い道と

して、住民票を移さないで双葉町民でいることの町として支援策として、地権者だけでなく全町民を対象に、例えば高速道路の無料措置、医療費一部負担金の免除措置の制度が終わった時の町としての支援などが考えられる。ただ、これについては受入判断とも取られかねないので、慎重に進めていく。

(男性)

- ・道路一本を挟んで地域を区分され、いがみ合いを起こしている地域もあると聞く。双葉町ではそのようなことが絶対にならないように、私は地権者だが、町全域を平等に考えてほしい。

(伊澤町長)

- ・只今のご意見は、十分肝に銘じている。これは、避難指示解除準備区域の町民の皆さんの賠償の取組にも通じる内容であり、十分理解している。

(男性)

- ・中間貯蔵施設に関して、町長は環境省に対して「丁寧な説明と理解を求める」と言っているが、具体的にどういうことをもって判断するのか。地権者全員が契約して理解を得たとするのか。また、中間貯蔵施設に係る国と地権者との契約における町長の立ち位置はどこにあるのか。例えば、全員の同意がなければ、搬入にあたっての周辺道路の使用を許可しないのか。それとも、黙って見ているのが中立なのか。
- ・下条地区が新産業ゾーンで色々な産業を誘致することだが、産業に対して町民はどのように参加していくのか。最先端産業を誘致すると言っても、そこで働くのは博士号を持った技術者になる。町民がするような仕事があるのか。技術者育成のための教育機関がなく、人材育成の見通しが立たないのではないのか。

(伊澤町長)

- ・中間貯蔵施設の受入判断については、現時点で確たる基準がある訳でない。ただし、民主主義の考え方からすれば、100%が理想であるが、これは難しいのではないのか。判断の仕方は、今後考えていかなければいけない。
- ・新産業創出ゾーンについては、雇用の部分が重要となる。このゾーンでは、お話のようにロボット産業などが考えられ、廃炉に関わる産業が今後重要となってくる。今後30～40年は、人材育成とともに、ロボットができない研究施設や研修施設での雇用を生み出すことが可能になるのではないのか。さらに、新産業創出ゾーンだけでなく、植物工場なども新たな町の担い手をつくるための構想になってくる。

(駒田復興推進課長)

- ・只今の意見については、まさに復興推進委員会においても、最先端の産業で町民が携われるのかといった議論があった。このゾーンの中で、町民が元々関わっていた事業を再開していくことや、植物工場も含めて町民の中で起こしていくことが必要と長期ビジョンの中に書いているので、今後支援を検討していかなければいけない。

(男性)

- ・2点目の部分については、今後双葉町民としてよりよい生き方を考えていかなければいけないということを言っておきたい。
- ・1点目については、100%でないのであれば、町長が判断するのか、それとも、町民の意見をきちっと表面に出すということで、住民投票も視野に入れているのか。どちらなのかを聞きたい。

(伊澤町長)

- ・そういった判断をするために現在、町政懇談会を実施して町民のご意見を聴いている。それぞれの意見を聴きながら、判断していかなければいけない。さらに町民の付託を受けている議会と協議しながら、検討していきたい。

(男性)

- ・平常時であれば、議決権のある議会が判断するというのは理解できる。しかし、現在のように町民が全国各地に避難している状況の中で、家庭内であっても意見が異なると思う。町民の代表だから、議会と相談して決めるということなのか。

(伊澤町長)

- ・議会と協議するという事は当然のことである。議会に判断していただくかも含めて検討していくということ。国による説明会が実施されたほか、私としては町政懇談会を開催することによって、町民の皆さんの様々な意見を聴いている。総合的に判断する時期が来ると考える。

(男性)

- ・町長の話をお聴き限り、ご自身と町議会を視野に入れているが、町民の意思を公的に表明する住民投票については、視野にないと受け取れる。将来に向けて責任がある我々が、どのような意思を表明したかを公的に残さなければいけない。

(伊澤町長)

- ・住民投票については法的拘束力がないので、その部分の難しさがある。
- ・議会議員や町長は、町民の付託を受けている訳なので、難しい判断になる。

(男性)

- ・住民投票に法的拘束力はなくても、証しを残すべきと考える。

(男性)

- ・佐藤前知事は、「浜通りの復興なくして、福島復興なし」と発言した。我々の地区に施設ができれば、30年間は戻れない。それに対して、我々の復興はどのように進めばよいのか。これについて、県からの説明は受けているか。

(伊澤町長)

- ・その件について県からの明確な話はない。仮の話ではあるが、中間貯蔵施設ができた場合の想定もしておく必要がある。神社仏閣、伝統文化に関するもの、墓地などが使うことができなくなった方への支援のあり方も考える必要がある。協力した方々に対する対応も検討する必要があるのではないかと。

(男性)

- ・仮に中間貯蔵施設が決まったとして、補償金に対する所得税等の優遇は、名義人のみしか対象にならない。世帯を分けて、そのお金で家を建てたとすれば、贈与税がかかってくる。これに代わる控除制度はないのか。
- ・地権者説明会に参加していないのに、個別に同意を求められても困るという意見も聞く。ここで地区住民と国、町との懇談会を開いていただいて、理解を深めていきたい。また、緩衝地帯も家を壊すのか。

(伊澤町長)

- ・緩衝地帯の中にある家の取扱いについては、国から説明を聞いていない。
- ・地区から要請があれば、それは可能だと思う。区長を通していただいた方がいい。
- ・税制上の取扱いについては、迷惑施設を受入れる場合の優遇制度は難しいと聞いている。

(武内総括参事)

- ・代替地の権利者は地権者になるが、実際に補償された額に見合う分の代替地を求めることは可能。1人の地権者が5,000万円の控除があるので、これを超えた部分は、制度の改正をとの要望が地権者説明会でもあったので、国に要望はしているが、改正は厳しい状況である。
- ・同居されていて補償された範囲内で求めるのであれば、それぞれに分けても大丈夫と思う。それを超えた場合には該当しなくなるということ。

(男性)

- ・東電の賠償で子供名義で家を建てたら、贈与税が課税されたという話を聞く。

(武内総括参事)

- ・賠償と補償とでは制度的に異なる。コールセンターに問合せしてほしい。

(男性)

- ・環境省の説明では、代替地として土地を売った側にも1,500万円の控除があると聞いた。原則として税務署と国の打合せがなければならないとのことであった。現在家を求めている人は多いと思うが、5,000万円控除は該当しないのか。

(武内総括参事)

- ・代替地を求める場合、契約した時点から2年という年数が決まっているが、それ以前は難しい。国としても国税局と協議をして、税の控除認められた後に代替地を求めることになる。また、代替地については、三者契約になる。

(女性)

- ・南相馬市で婦人会や老人会を週2回ずつ開催しているが、開催場所が狭い。広い場所を提供してもらえないか。

(伊澤町長)

- ・社会福祉協議会で物件を探してようやく見つけたところ。なかなか良い物件がないことを理解いただきたい。

(女性)

- ・家族の状況もあり、南相馬市に復興公営住宅を早急に整備してほしい。

(伊澤町長)

- ・復興公営住宅の早期整備を福島県避難地域復興局に再度申入れしたい。

(猪狩産業建設課長)

- ・イノシシの捕獲状況について説明。今後も箱罟の増設等対策を講じる。

(松本住民生活課長)

- ・町の防犯治安状況について双葉警察署からの情報を説明。

以上